

介護付有料老人ホーム アレンジメントケア桜ヶ丘指定（介護予防）特定施設入居者生活介護  
重要事項説明書

1 事業主体概要

事業主体名	株式会社 ケアクオリティ
代表者名	野中 康弘
所在地	静岡県静岡市葵区水道町98番地
基本財産・資本金	資本金 55,000,000円
主な出損者・出資者とその金額	野中康弘：37,650,000円 他
他の主な事業	グループホーム・デイサービスの運営

2 施設概要

施設名	介護付有料老人ホーム アレンジメントケア桜ヶ丘
施設の類型及び表示事項	介護付有料老人ホーム
介護保険の指定居宅サービスの種類	指定（介護予防）特定施設入居者生活介護
施設長（施設の管理者）名	櫻田真由美
開設年月日	平成 21 年 8 月 1 日
所在地・電話番号	〒424-0836 静岡市清水区桜が丘町5-15 TEL054-353-7000
交通の便	JR東海道線清水駅より静鉄バス 桜橋駅バス停下車徒歩5分、静岡鉄道桜橋駅徒歩3分
敷地概要（権利関係）	面積 1.743.69㎡
建物概要（権利関係）	延床面積 2.064.33㎡ 鉄骨造3階建 水野信一所有 新築 平成21年6月29日
居室（一般居室・介護居室）の概要	介護居室（18～24㎡）：50室 定員：50名 18㎡：26室、21㎡：20室、24㎡：4室（バス付）
浴室、食堂、機能訓練室の概要	浴室（41.85㎡）に特殊浴槽あり、個浴（4.68㎡）各階にあり、 機能訓練エリア（主）（67.64㎡）、1階食堂・談話コーナー（54㎡）2・3階食堂談話コーナー（72㎡）食堂談話コーナーは機能訓練（副）
共用施設概要	浴室、食堂、生きがいエリア 機能訓練エリア、健康管理室、応接室兼相談室 汚物処理コーナー、駐車場等
緊急通報装置等緊急連絡・安否確認	居室、浴場、脱衣所、各便所に緊急ナースコールを備え付けてあり、 緊急時にボタンを押せば、介護事務室に通報され、 職員が対応。

3 利用料

費用の納入方式	1ヶ月ごとに計算し、翌月27日までに支払うものとします。					
敷金	200,000円					
用途	退居時に居室の原状回復費用(故意・過失、その他通常の使用を超えるような使用による損耗、残置物処分)および未払い利用料が発生した場合は充当します。					
<b>特約(通常損耗補修特約)</b>	退去時に係る居室全体の清掃・洗浄・消毒(クリーニング費用)を充当します。					
解約時の返還金	充当後の余剰金は返還するものとします。					
介護費用の一時金	なし					
解約時の返還金	なし					
月額利用料	197,400円、207,400円、222,400円/月 (居室費+管理費+食材料費)					
内   訳	居室費	75,000円(18㎡)、85,000円(21㎡)、100,000円(24㎡)/月				
	管理費	68,400円/月				
	用途	共用施設の維持管理費、事務費に係る人件費と各部屋及び共用部分の電気・水道ガス代、通路・階段電球取り替え、共用部分の維持管理費の人件費、敷地内の駐車場・花壇の手入れ、エントランス設備・エレベーターの保守に要する費用。光熱水費				
	食材料費	1,800円/日 (朝食480円、昼食630円、夕食690円) 個別の特別食は別途費用が必要となります。 経管栄養の方の場合、食材料費はかかりませんが、管理手数料として30,000円/月をいただきます。				
その他	◎ 介護用品等は別途実費相当額を負担願います。					
改定ルール	物価等を勘案し運営懇談会に諮り決めます。					
介護保険に係る利用料	1日分の利用者負担分 1単位10.27円					
基本報酬	要介護度	基本単位	1割負担	2割負担	3割負担	
	要支援1	183単位	188円	376円	564円	
	要支援2	313単位	322円	643円	965円	
	要介護1	542単位	557円	1,114円	1,670円	
	要介護2	609単位	626円	1,251円	1,877円	
	要介護3	679単位	698円	1,395円	2,092円	
	要介護4	744単位	764円	1,528円	2,292円	
	要介護5	813単位	835円	1,670円	2,505円	
	加算	基本単位	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
夜間看護体制加算(Ⅱ)	9	10円	19円	28円	1日につき (要介護の方のみ)	
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	13円	25円	37円	1日につき (該当する場合)	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	23円	45円	68円	1日につき (Ⅰ～Ⅲいずれか、または無し)	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	19円	37円	56円		
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	7円	13円	19円		
若年性認知症入居者受入加算	120	124円	247円	370円	1日につき	
協力医療機関連携加算	100	103円	206円	309円	1月につき(24時間体制の協力医療機関と連携)	
協力医療機関連携加算	40	41円	82円	123円	1月につき(上記以外)	
退院・退所時連携加算	30	31円	62円	93円	1日につき、30日まで (医療機関より入居、または30日を超える入院後に再入居の場合)	
退居時情報提供加算	250	257円	514円	771円	1回につき (医療機関へ退居)	
生産性向上推進加算(Ⅱ)	10	11円	21円	31円	1月につき (ICT等テクノロジーの活用)	
看取り介護加算(Ⅰ)	72	74円	148円	222円	1日につき (死亡日以前31日～45日)	
	144	148円	296円	444円	1日につき (死亡日以前4日～30日)	
	680	699円	1,397円	2,095円	1日につき (死亡日以前2日～3日)	
	1,280	1,315円	2,629円	3,944円	1日につき (死亡日当日)	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)					所定単位数合計の12.8%	

一時金の返還金の保全措置 ・銀行保証の有無及び内容 ・その他の保全措置の有無 及び内容	無 ( ) 無 ( )
損害賠償額の予定の定め の有無及び内容	有 対人事故=1事故 10,000万円、対物事故=1事故1,000万円、管理財物=200万円 経済損害=100万円、人格権=1,000万円
消費税	非課税：敷金、居室費、管理費、食材料費 課税：その他有料サービス (税抜き表示)

#### 4 サービスの内容

敷金 に含まれるサービス	なし
月額利用料金 (介護保険に 係る利用料) に含まれるサービス	【健康管理】 定期健康診断 (2回/年まで) 【食事】 「普通食」一日3食 「治療食」医師の指示により専門員と相談の上、提供する。 * (入居者の希望により特別注文は別途料金で提供) 【生活相談助言】 各種の生活相談・助言 【生活サービス】 各種代行・取次ぎ等のサービス/不在時の居室管理サービス 【レクリエーション】 各種レクリエーションの企画・実施 【その他サービス】 サークル活動の支援/イベントの開催
施設が提供する介護 サービスの内容、頻度及び 費用負担	別途「介護サービス等の一覧表」による
上記以外の別途費用負担 の必要なサービスとその 利用料	別途「介護サービス等の一覧表」による
苦情解決の体制 損害賠償	入居者の苦情に対し、迅速かつ適切に対応するために相談窓口を設置し、 苦情の内容に配慮して、必要な処置を講じます。 施設は、サービス提供にあたり、万が一事故が発生し、入居者の生命・ 身体・財産に損害が発生した場合には、不可抗力による場合を除いて 速やかに入居者に損害を賠償します。 ただし、入居者に重大な過失がある場合には、賠償を減ずることが あります。 電話番号：054-353-7000 担当者：櫻田 真由美
事故発生時の対応	入居者に対する指定 (介護予防) 特定施設入所者生活介護の提供により事故が発生した場合は市町村、当該入居 者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
成年後見制度の活用	入居者の代理人選任に際して必要がある場合は、成年後見制度の説明をいたします。

#### 5 介護を行う場所

要介護時 (認知症を含む) に 介護を行う場所	各居室にて行います。
住入 居後 替に なる 居 場 合 又 は 施 設 を	一時介護室へ移る場合 (判断基準・手続、 追加・費用の要否)
	介護居室へ住み替える 場合 (同上)
	他の施設へ住み替える 場合 (同上)
	基本的に居室の移動は行えません。 当施設によるサービスは提供できなくなります。

6 医療

協力医療機関等（又は嘱託医）の概要及び協力内容	桜ヶ丘総合病院（内科他9科） 住所：静岡市清水区桜が丘町13-23 たんぼ診療所（内科） 住所：静岡市駿河区中吉田26-16 中之郷クリニック（内科） 住所：静岡市清水区中之郷1-1-16 静岡ホームクリニック（内科） 住所：静岡市駿河区中田4丁目4-6-1 医療法人社団 顕正会（歯科） 住所：沼津市大手町3丁目4-17
入居者が医療を要する場合の対応	入居者の主治医もしくは上記協力医療機関等との連絡のうえ、入居者指定の病院への搬送します。

7 入居状況等

入居者及び定員	人（定員 50人）
---------	-----------

8 職員体制

（令和7年2月1日現在）

		職員数	常勤換算後の人数	夜間勤務職員数 16:30~8:30	備 考
従業員の内訳	施設長（管理者）	1	1		
	生活相談員 （直接処遇職員）	28	25.3		
	介護職員	24	21.7	2	
	看護職員	4	3.8		
	機能訓練指導員	3	1.5		
	計画作成担当者	1	1		
	医師				
	栄養士				
	調理員				外部発注により規定人員配置
	事務職員	1	1		
	その他職員				
	合計	34	30.8	3	
介護にかかわる職員体制（要介護者等に対する直接処遇職員体制）の状況					
		前々年度の平均値	前年度の平均値	今年度の平均値	
要介護者等の人数 指定基準上の直接 処遇職員の数 （常勤換算）					
ホームに配置する直 接処遇職員の数 （常勤換算・自立 者対応の人数を を除く）					
要介護者等の人数に 対する直接処遇職員 の数の割合					
常勤換算の考え方		常勤の週勤務時間（37.50時間で）除して算出			
従業員の勤務体制の概要		介護職員 早番 7:00~15:30 日勤 8:30~17:00 遅番 10:30~19:00 夜勤 16:30~8:30 その他職員 日勤 8:30~17:00			

9 入居・退居

入居者の条件	要介護者又は要支援者
身元引受人の条件、義務等	身元引受人は利用料等の支払について、入居者と連帯して責任を負うとともに、入居契約が解除された時に入居者を引き取る責任があります。また、入居者の生活・医療・介護面での処遇について相談させていただく事があります。
契約の解除	死亡、自己都合による退居、長期の入院、認知症による迷惑行為などにより共同生活が出来なくなった時、要介護者又は要支援が自立となった時、管理費等の費用を3ヶ月分以上滞納した時
体験入居	有り